

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

福井県若狭町

自治体名： 福井県若狭町

担当課名： 教育委員会事務局

電話番号： 0770-62-2731

1.自治体の基本情報

基本情報

面積	総面積178.65km ²
人口	13,083人
公立中学校数	2校
公立中学校生徒数	379人
部活動数 (運動部活動のみ)	16部活
地域クラブ活動数	9クラブ
市区町村の協議会・ 検討会議等の設置 状況	設置済
市区町村の推進計 画・ガイドライン等の 策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

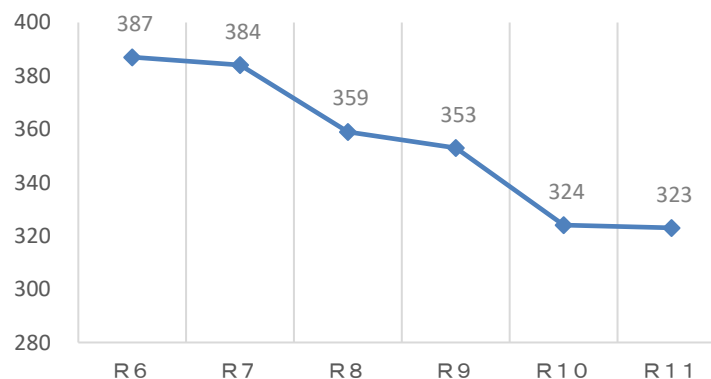
現在、三方中学校と上中中学校の2校があり、両中学校ともに1学年が約65名程度の小規模中学校である。今後も、生徒数は減少が見込まれており、数年後の令和11年には、約323名となることを想定している。このような状況においては、ますます、単独の中学校で団体競技の部活動を行うことが困難になることから、広域連携も含めて、引き続き、持続可能な部活動の体制整備を進めていく必要がある。

休日の地域クラブへの地域展開については、改革推進期間に、学校管理下における休日の部活動を段階的に削減し、令和8年度からは、休日の部活動は完全に地域クラブへ展開できる体制整備が完了した。これにより、希望生徒は、平日は部活動で活動し、休日は地域クラブで活動できる環境が整った。

しかしながら、規模の大きい総合型スポーツクラブやスポーツクラブとは異なり、限られた資金や地域の人材の協力の上で、地域クラブが整備されていることから、今後も持続可能な地域クラブとして活動していくためには、財政的な支援、指導者の確保・研修が団体活動としての課題である。

また、根本的な課題として、今後、生徒数が減少する中においても、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会をどのように確保するかが重要である。

若狭町立中学校の生徒数推移



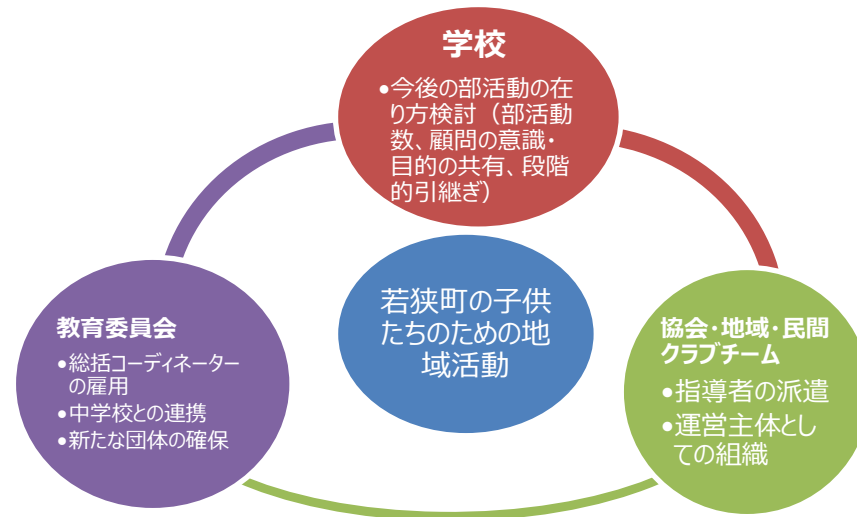
出典:若狭町教育委員会



2.実証内容と成果

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◎教育委員会（社会教育G）

- ・ 総括コーディネーターの雇用
- ・ 中学校と地域クラブとのパイプ役、情報共有
- ・ 受皿となる地域クラブへ部活動地域展開の説明
- ・ スポーツ施設の申請窓口
- ・ スポーツ施設の優先利用、利用の減免措置

◎総括コーディネーター

- ・ 中学校と地域クラブとの連携に係る調整・情報共有
- ・ 地域クラブへの助言・指導

年間の事業スケジュール

令和7年4月 7団体の地域クラブ化

- ・ 陸上競技（MIKATA AC）
- ・ バレーボール（WAKASA上中バレーボールクラブ）
- ・ 卓球（上中ジュニア卓球クラブ）
- ・ 軟式野球（上中クラブ）
- ・ バレーボール（三方エンジェルス）
- ・ 剣道（福井三方道場）
- ・ 吹奏楽（ブラスミュージック若狭）

令和7年5月 HPの更新（地域クラブの更新）

令和7年6月 吹奏楽部地域展開打合せ

令和7年7月 吹奏楽部地域展開打合せ

令和7年8月 広域連携打合せ（美浜町）

令和7年11月 吹奏楽部地域展開打合せ

令和7年12月 吹奏楽部地域展開打合せ

令和8年1月 新1年生保護者説明会（上中中学校）

令和8年2月 新1年生保護者説明会（三方中学校）

令和7年3月 地域クラブへ来年度の地域展開説明会

2.実証内容と成果

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		4クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）	4クラブ（4部活動）	
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数	0クラブ	
全体の指導者数	14人	全体の運営スタッフ数	15人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数 (平日・休日)	実施時間帯	参加者 (学年別)	実施期間	指導者数	運営スタッフ数 (他クラブと兼務)	会費	大会参加方法
MIKATA AC	地域団体	陸上競技	・休日1回/週	午前8:00～ 12:00	中1 10人 中2 8人	令和7年4月～ 令和8年1月	2人	5人 (兼務なし)	500円/月 500円/回数	中体連、その他：地域クラブ
上中ジュニア卓球クラブ	地域団体	卓球	・休日1回/週	午前8:30～ 12:00	中1 6人 中2 9人	令和7年4月～ 令和8年1月	2人	5人 (兼務なし)	1,000円/月	中体連、その他：地域クラブ
WAKASA 上中バレーボールクラブ	地域団体	バレーボール	・平日1回/週 ・休日1回/週	午後6:30～ 午後8:30 午前9:00～ 12:00	中1 9人 中2 10人	令和7年4月～ 令和8年1月	5人	5人 (兼務なし)	1,000円/月	中体連、その他：地域クラブ
FACTベース ボールクラブ	地域団体	野球	・平日1回/週 ・休日1回/週	午後7:30～ 午後9:00 午前8:00～ 12:00	中1 9人 中2 10人	令和7年4月～ 令和8年1月	5人	5人 (兼務なし)	3,000円/月	中体連、その他：地域クラブ

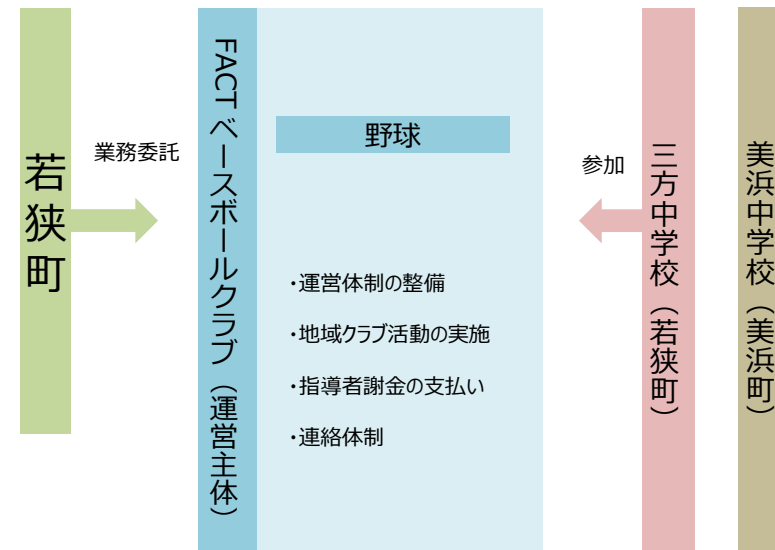
2.実証内容と成果

主な取組例

●FACTベースボールクラブ 活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	野球
運営団体名	FACTベースボール
期間と日数	4月1日～1月31日 平日1回/週 休日1回/週
指導者の主な属性	地域住民、教員（顧問でない方）
活動場所	三方中学校（若狭町） 美浜町中学校（美浜町）
主な移動手段	保護者による送迎 練習場所に応じて自転車
1人あたりの参加会費等（年額）	36,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

- 代表：1名
役割：地域からの協賛活動や団体の総括を行う
- 副代表（指導者兼ねる）：2名
役割：チームの監督、事務作業を行う
- 主任指導者：3名
役割：指導者のみの活動として、生徒に指導を行う

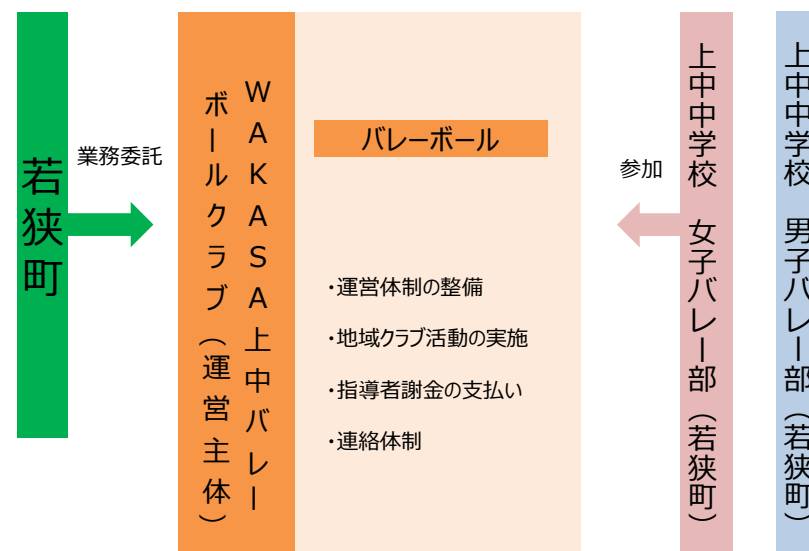
2.実証内容と成果

主な取組例

●WAKASA上中バレーボールクラブ 活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	バレーボール
運営団体名	WAKASA上中バレーボールクラブ
期間と日数	4月1日～1月31日 平日1回/週 休日1回/週
指導者の主な属性	教員、部活動指導員
活動場所	上中体育館（若狭町）
主な移動手段	保護者による送迎 電車、自転車、徒歩等
1人あたりの参加会費等（年額）	12,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

- 代表：1名
役割：男子・女子バレー部の運営の総括を行う
- 教員（兼職兼業）：2名 ※指導者を兼ねる
役割：チームの監督、事務作業を行う
- 運営指導者：2名
役割：指導者のみの活動として、教員の補助、生徒の指導を行う

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

広域的な活動を行う総括コーディネーターを1名配置し、関係団体と若狭町、中学校との連絡調整や地域クラブへ指導・助言を行った。

学校部活動の地域移行を安定的かつ円滑に推進するため、広域的な視点を持つ総括コーディネーター1名を配置し、若狭町、中学校、関係団体を繋ぐ連絡調整や地域クラブへ指導・助言を行った。

また、運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保等、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行った。

取組の成果

昨年同様、総括コーディネーターを運営団体に配置したことにより、関係団体との連絡調整・会議運営等を円滑に行うことができた。

前年度に引き続き、運営団体へ総括コーディネーターを継続配置したことで、蓄積されたノウハウを活かした安定的な事業運営が実現した。若狭町、中学校、関係団体間における調整役としての役割が定着し、的確かつ円滑な対応が可能となった。

また、教員が部活動として練習や公式大会に出場することがなく、休日の部活動として活動することが無くなったことにより、教員の負担軽減につながった。

今後の取組における課題

休日部活動の完全地域移行を推進するにあたり、移動手段の確保に向けた財政支援の継続性が大きな課題となっている。

これまでの部活動への補助を地域クラブへの補助として円滑に移行・活用するため、対象となる大会の範囲や補助率などの検討が必要となる。限られた財源の中で、多種多様な地域クラブに対して公平かつ効果的にバス代等の支援を行うため、関係団体との協議を通じ、具体化させていく必要がある。

課題への対応方針

休日における部活動の完全地域移行を見据え、これまで学校単位の部活動に対して実施してきた「練習試合や大会参加に係る移動経費（バス代等）」の補助制度を、地域クラブへも適用・活用できるよう制度を再構築することが課題である。

補助対象となる活動の定義、申請から交付までの事務フローの確立等を検討し、学校活動から地域活動へ移行しても、子どもたちの活動機会や移動の安全性が損なわれない支援体制を整備する必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

- ・各種団体へのヒアリングの実施

受け入れ可能な種目、指導者の確保状況、活動場所の確保といった現状課題を網羅的に把握し、関係機関との緊密な連携体制を構築。

- ・令和7年度から新規で立ち上がった地域クラブに対して、指導・助言。

適切な会費設定などの経営面、活動場所の調整に関する支援等、設立準備段階から運営面に至るまで多角的な助言を行った。

- ・中学生と各地域クラブとの連絡調整

学校・家庭・クラブ間のパイプ役として機能。各クラブの活動情報の集約と生徒・保護者への周知等を行った。

- ・指導者研修会の実施。

子どもの発達段階に応じた指導法に加え、コンプライアンス（ハラスメント防止）や熱中症対策・応急処置といった危機管理等について、指導者を対象とした研修会を企画・実施。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

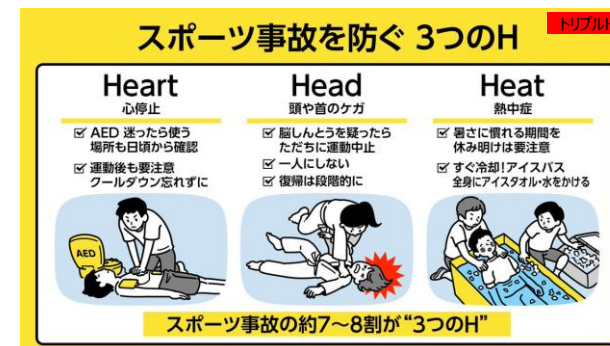
- ・コミュニケーションアプリを活用した出欠確認

現在、指導者が現場で行っている手書きの出欠確認や、保護者からの欠席連絡の取りまとめには多大な時間を要しているため、コミュニケーションアプリの活用を検討。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

- ・地域クラブの指導者へ研修会を実施

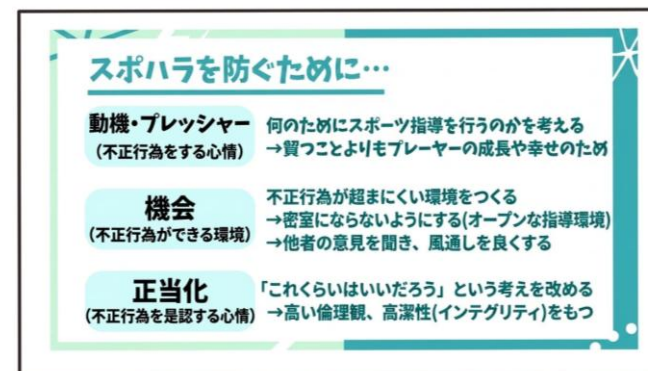
スポーツ事故を防ぐ3つのHについて、これら3つのリスクを未然に防ぎ、迅速に対処するための研修会を行った。



地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

- ・地域クラブの指導者へ研修会を実施

選手中心の考え方を徹底し、指導者・保護者・選手が一体となってハラスメントを許さない環境づくりに関する研修会を行った。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 エ：面的・広域的な取組

取組事項

- ・少子化に伴う部活動の維持困難という課題に対し、面的・広域的な解決を図るため、近隣の美浜中学校の生徒を受け入れている「FACTベースボールクラブ」を地域活動の核として位置づけ、美浜町との緊密な連携のもと、同クラブの活動環境を整備するための支援を実施。
- これにより、特定の学校単位に縛られない持続可能なスポーツ環境を整え、広域から集まる生徒たちが質の高い指導を受けられる体制構築。

取組の成果

- ・近隣の美浜町との連盟により、単一の自治体で活動が困難であった野球部の地域クラブ活動を平日を含め実施した。
- ・美浜町との合同クラブチームであるFACTベースボールクラブとして地区大会に参加した。
- ・他市町と協議し、施設利用に関する減免措置を実施した。
- ・両町で費用割合を定め、中体連主催大会へのバス代の補助を実施した。

今後の取組における課題

- ・今後、生徒数の減少により、市町の枠組みを超えた広域連携が不可欠となるが、そこには「居住地による支援格差の是正」と「運営ルールの一統化」という困難な調整課題が存在する。
- 特に、認定地域クラブに対する補助金の算出根拠や受益者負担のあり方、さらには指導者の担保など、自治体間の垣根を越えた包括的な支援体制を構築する必要がある。

課題への対応方針

- ・部活動の地域移行において、広域連携が進み、活動の場が学校外に広がったとしても、生徒の挑戦の機会が損なわれてはならない。
- そのため、近隣自治体や競技団体、中体連との協議を行い、活動形態の多様化を認識し、生徒一人ひとりが望む競技環境で、目標を持って活動を継続できる仕組みづくりを最優先課題として推進する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

工：面的・広域的な取組

才：内容の充実

力：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



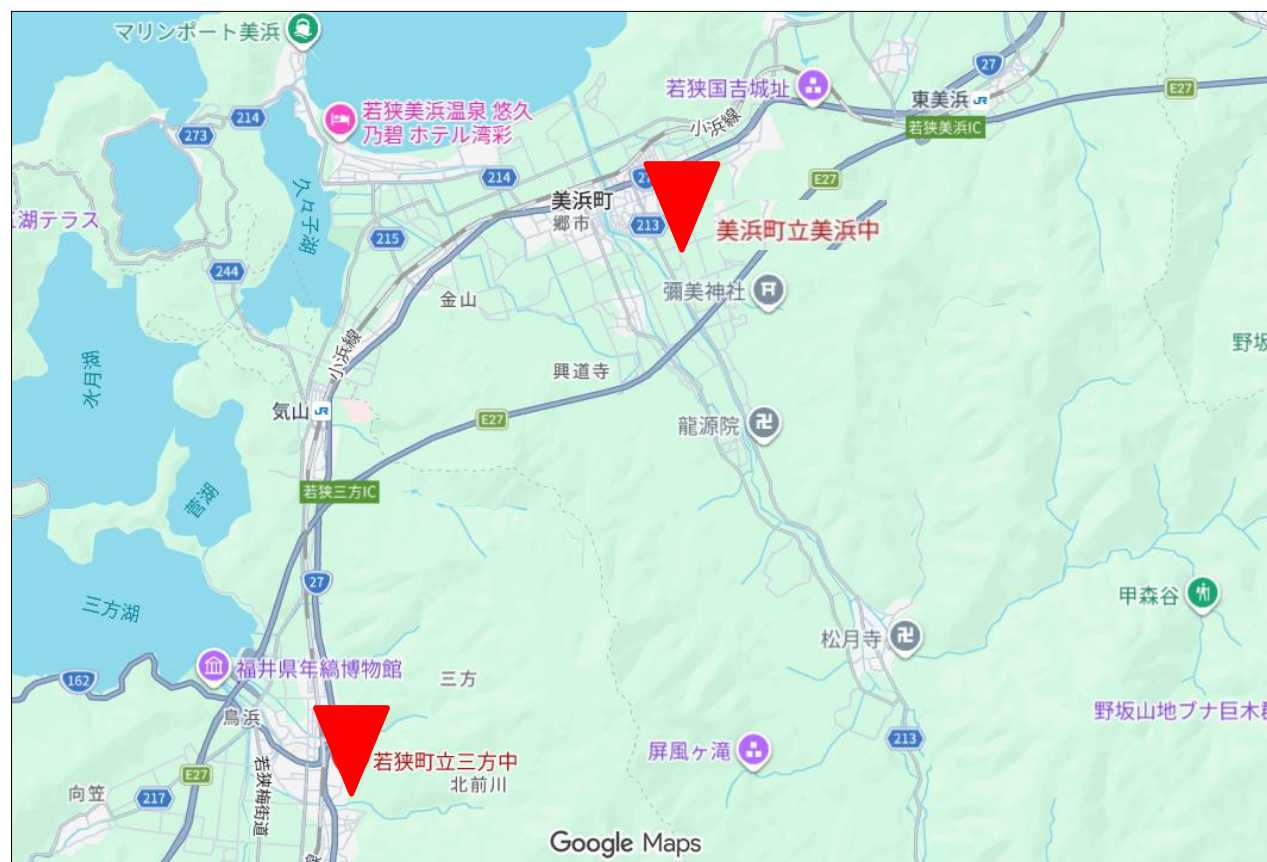
取組内容

●取組項目名 工：面的・広域的な取組

市区町村等を越えた取組

・美浜町との市区町村を越えた地域クラブ活動を推進している。参加生徒の居住エリアを考慮し、活動場所を若狭、美浜両町に跨る2拠点に設定した。複数拠点での活動は利便性を高める一方で、送迎距離の差による保護者の負担感が課題となるため、特定の家庭に送迎負担が偏らない公平な運営体制に配慮した。

こうした現場レベルの調整と並行し、自治体間においても支援や事務負担の分担について協議を行っており、この美浜町との情報共有に基づいた「受益者負担の平準化」と「行政間支援の最適化」の両立は、今後の広域連携における重要な指針となるものと考えている。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 オ：内容の充実

取組事項

- ・ 昨年同様、新1年生保護者説明会において、休日の部活動の地域展開についての説明を行った。

取組の成果

- ・ 上中中学校、三方中学校で令和8年度からの部活動の地域展開について説明会を行うことで、保護者の理解を得られた。

若狭町における「休日の部活動の地域展開」について

◎部活動地域展開を進めていくうえで……

全国的に少子化による生徒数の減少や学校の働き方改革など、学校だけでは解決することが難しい多種多様な課題があります。

特に、少子化による生徒数の減少については、令和7年度4月時点で若狭町内の中学校生徒数377名が、令和17年度には約250名となる見込みであり、重要な課題となっております。

このまま部活動が続いていくと、生徒数の減少によりチームが組織できない状況が出てきたり、生徒数の減少により数値が削減される部活動が減少したりする事が想定されます。

スポーツ庁及び文化庁からは「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、令和8年度以降、中学校における休日の学校部活動の段階的な地域展開を進めていくことが示されました。

若狭町においてもこの方針を踏まえ、部活動を地域の活動に展開し持続可能な活動体制を構築していくため、令和7年度までは休日の部活動実施を段階的に縮小し、令和8年度以降、休日の部活動を推進していくことを決定しました。

◎部活動と地域クラブ活動の違いについて……

学校部活動

- ✓学校が主体となる部活動
- ✓学校内で実施
- ✓教員による指導や部活動指導員を活用することにより、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの

地域クラブ活動

- ✓地域等が主体となって行われる活動
- ✓学校外施設など、多様な場面で実施
- ✓多世代・多様な活動が可能
- ✓クラブ所属の指導者

	学校部活動	地域クラブ活動
主体	学校が主体	地域クラブが主体
活動場所	町内外の学校・体育施設	町内外の学校・体育施設
活動単位	同じ学校の生徒が参加	学校に属さない町内外から参加
指導者	顧問（教員）または部活動指導員	地域クラブの指導者（指導を希望する教員（兼職兼業））
費用	用具、交通費等	会費、用具、交通費等
権限	災害共済給付（学校で加入）	スポーツ安全保険等（クラブで加入）
休日の活動	学校部活動で活動	地域クラブでの活動（参加）は任意※町内外の様々なクラブ活動に参加可能
その他	移動は徒歩、自転車、保護者送迎等	移動は徒歩、自転車、保護者送迎等

若狭町の休日の部活動地域展開については、若狭町HPからもご確認いただけます。また、各地域クラブへの情報については、2月中旬に随時予定。

お問い合わせ先
若狭町教育委員会事務局
TEL：0770-62-2731

＜画面もご確認ください＞

若狭町の地域クラブについて

現在、若狭町内においては受け入れが可能なクラブが10団体あり、既存の全ての部活動で休日の地域クラブ活動が実施できる体制になっています。

◎令和8年1月時点の地域クラブについて……

スポーツ文化活動	団体名	主な活動場所	受入可能学校区
1 ソフトボール	若狭SBC	上中中学校グラウンド	三方 上中
2 剣道	若狭三友剣道（スゴサ）	三方体育館武道場	三方 上中
3 野球	FACTベースボールクラブ	三方中学校 高浜中学校グラウンド	三方 上中
4 野球	上中クラブ	上中中学校グラウンド	三方 上中
5 バレーボール	WAKASA上中バレーボールクラブ	上中体育館	三方 上中
6 卓球	上中・上中卓球クラブ	上中体育館	三方 上中
7 陸上競技	MIKATA AC	三方中学校グラウンド	三方 上中
8 柔道	若狭柔道クラブ	上中中学校武道場 小浜市武道場	三方 上中
9 女子バレーボール	三方コンジェルス（スゴサ）	三方体育館	三方
10 吹奏楽	ブラッサムジャーク管楽	上中中学校 三方中学校	三方 上中

※三方中学校の文化祭部については、休日の部活動は行っていません。

◎令和8年度からの休日の活動について……

①平日は部活動で活動し、休日は地域クラブで活動
例）平日は野球部で活動し、休日は練習試合や練習も野球の地域クラブに加入して活動

②平日は部活動で活動し、休日は地域クラブで活動しない
例）平日は野球部で活動し、地域クラブに加入しないため、休日の練習や練習試合を行わない

③中学校で様々な活動がしたい（平日と休日でも異なる活動）
例）平日は陸上競技として活動し、休日は教員等による水泳クラブで活動

◎若狭町外の地域クラブについて……

近隣の市町でも地域クラブが盛んであり、市町間を問わず参加することができるクラブもあります。近隣の地域クラブにつきましては、各市町にお問合せください。福井県HPに地域移行の情報もごさいますので、二重コードを眺め取っていただきご確認ください。各市町の担当窓口も記載されています。

今後の取組における課題

- ・ 地域クラブ活動の持続可能性を高めるためには、直接の対象者となる中学生のみならず、将来的な利用者である小学校の保護者の理解と協力が欠かせない。
- 特に、会費負担や送迎の有無、指導体制の安全性といった保護者の関心事に対し、正確かつ具体的な情報を伝えることが課題となる。
- 小学校のPTA会合や学校行事等の機会を活用し、丁寧に説明することで、心理的なハードルを下げることができ、また、小学校教員に対しても、学校と地域が連携して子どもを見守る新たな体制への理解を促していくことが必要。

課題への対応方針

- ・ 地域クラブ活動の円滑な導入と定着を図るため、中学校だけでなく、将来の利用者となる小学校の保護者や教員に対しても早期から丁寧な情報発信を行うことが必要。
- 小学校高学年の保護者に向けて活動内容や費用、送迎、安全管理といった具体的な情報を提示することで、進学時の不安を解消し、前向きな選択ができる環境を整え、また小学校教員との認識共有を進めることで、子どもの成長を地域全体で支える意識の醸成を。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

取組事項

- 教育委員会内に、施設予約の窓口を設置し、優先的な対応を実施した。



取組の成果

- 本年度実施した全ての地域クラブ活動において、100%活動拠点を社会教育施設および学校施設を利用して実施した。学校施設等を最大限に活用したことにより、昨年度に引き続き、施設利用に関する経費の完全な抑制（100%削減）を実現した。この成果により、運営予算を指導者や備品整備、安全対策といった活動の質向上に配分することが可能となり、地域クラブ活動の安定的かつ持続可能な運営基盤の構築を図ることができた。

今後の取組における課題

- 現在は公共施設の活用により費用を抑制しているが、競技種目の特性や専門的な練習環境の確保により、社会教育施設や学校施設以外の民間施設等を利用せざるを得ないケースも出てきている。これに伴い発生する施設利用料は、現状ではクラブの運営費や参加者の月謝に転嫁されることとなり、活動種目によって受益者負担に差が生じかねない。経済的理由により子どもたちが希望する種目を選択できないといった事態を防ぐため、公的な補助のあり方を含め、施設利用に関する費用負担の平準化が今後の大きな課題である。

課題への対応方針

- 競技種目の特性により民間施設等を利用せざるを得ない場合でも、経済的理由や家庭環境、居住地域によって、子どもたちが希望する種目を選択できないといった事態を防ぐため、公的な補助のあり方を含め、施設利用に関する費用負担の平準化、利用料の減免措置の適用等に向けた協議を行い、全ての生徒が希望する種目に挑戦できる公平な競技環境を整備していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

学校施設利用上の負担軽減に向けた取組

- ・地域クラブ活動の円滑な運営を支援するため、学校施設利用に伴う煩雑な手続きを解消する取組を推進している。
- 教育委員会内に専用の「施設予約窓口」を設置し、クラブ側の連絡調整の負担を軽減を図っている。
- また、年間を通じた計画的な活動を可能にするため、長期間の優先予約を導入し、活動場所の安定的な確保を実現した。さらに、施設利用料の全額免除措置を適用することで、毎回の支払い業務や複雑な会計手続きを不要とし、地域クラブの事務負担を最小限に抑える体制を整えた。

R7.8.

若狭ジュニア卓球クラブ 上中体育館予約表

月	日	曜	面数	時間
8	2	土	全面	8:30 ~ 13:00
	9	土	全面	8:30 ~ 13:00
	23	土	全面	8:30 ~ 13:00
	※半面のみ使用可			

月	日	曜	面数	時間
9	13	土	全面	8:30 ~ 13:00
	15	月	全面	8:30 ~ 13:00
	20	土	全面	8:30 ~ 13:00
	23	火	全面	8:30 ~ 16:00
	27	土	全面	8:30 ~ 16:00
※6日(土)上中祭				
※20日(土)わかば保育園の使用状況による				

月	日	曜	面数	時間
10	11	土	全面	8:30 ~ 13:00
	18	土	全面	8:30 ~ 13:00
	25	土	全面	8:30 ~ 13:00
	※4日(土)三宅保育所で予約			
※13日(土)観光まちづくり課で予約				

月	日	曜	面数	時間
11	1	土	全面	8:30 ~ 13:00
	15	土	全面	8:30 ~ 13:00
	22	土	全面	8:30 ~ 13:00
	29	土	全面	8:30 ~ 13:00
※8日(土)若狭町子ども会卓球大会で予約				

月	日	曜	面数	時間
12	6	土	全面	8:30 ~ 13:00
	13	土	全面	8:30 ~ 13:00
	27	土	全面	8:30 ~ 13:00
	※20日(土)若狭町卓球選手権大会で予約			

月	日	曜	面数	時間
1	10	土	全面	8:30 ~ 13:00
	17	土	全面	8:30 ~ 13:00
	24	土	全面	8:30 ~ 13:00
	31	土	全面	8:30 ~ 13:00
3日(土)正月休み				

月	日	曜	面数	時間
2	7	土	全面	8:30 ~ 13:00
	14	土	全面	8:30 ~ 13:00
	21	土	全面	8:30 ~ 13:00
	28	土	全面	8:30 ~ 13:00

月	日	曜	面数	時間
3	7	土	全面	8:30 ~ 13:00
	14	土	全面	8:30 ~ 13:00
	21	土	全面	8:30 ~ 13:00
	28	土	全面	8:30 ~ 13:00

用具使用・管理等における取組

- ・学校体育施設や社会体育施設および備品の使用にあたっては、活動ごとに「施設使用日誌」を記録し、用具の使用や数量確認、施設の状態、利用人数を詳細に管理・保管している。
- この日誌の提出を通じて、活動状況を学校側や教育委員会へ定期的に報告することで、使用後の清掃や戸締まり、備品の状態管理を徹底し、学校体育施設や社会体育施設を借用する上での責任所在を明確化している。

施設使用日誌 (学校側用)

利用団体: 若狭ジュニア卓球クラブ

利用日: 2024年8月1日

利用時間: 8:30 ~ 13:00

利用人数: 10名

利用場所: 上中体育館

利用目的: 練習

利用料: 無料

利用料の支払方法: 現金

利用料の支払金額: 0円

利用料の支払日: 2024年8月1日

利用料の支払場所: 学校側

利用料の支払方法: 現金

利用料の支払金額: 0円

利用料の支払日: 2024年8月1日

利用料の支払場所: 学校側

() 学校施設使用日誌

利用日及び利用時間: 月 日 (曜) 午前 午後

利用時間: 午前 午後

利用人数: 学生以下 人 一般 人 65歳以上 人

利用目的: 練習 試合 大会 講習 研修 他

利用場所: 体育館 教室 図書室 他

利用料: 利用料 人 会費 人 入会費 人

利用料の支払方法: 現金 口座振替 他

利用料の支払金額: 0円

利用料の支払日: 2024年8月1日

利用料の支払場所: 学校側

利用料の支払方法: 現金

利用料の支払金額: 0円

利用料の支払日: 2024年8月1日

利用料の支払場所: 学校側

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

改革推進期間内の休日部活動の地域展開を目標に、教育委員会、中学校、総括コーディネーター、受皿となる地域クラブが連携し、今年度、文化部活動（吹奏楽部）を含む、9つの地域クラブ（2年目の団体も含む）の整備を実施した。

これにより、令和8年度から休日の活動は、すべて地域クラブでの活動となることから、当初の計画通りに部活動の地域展開が進んでいる。

なお、若狭町の地域クラブにおいては、基本的に同町の他方の中学校の生徒も受け入れていることから、中学校間の交流、競技力の向上に繋がっている。

中学校単位ではなく、地域クラブ単位で活動することで、一時的ではあるが、生徒数の減少緩和になっている。

前年度、課題であった施設の予約や鍵の受け渡しについて、教育委員会に施設予約の窓口を設け、地域クラブが優先的に施設を予約できる体制を構築した。

また、使用料についても、地域クラブに対して、減免措置を行うことで、間接的に生徒・保護者の負担を軽減した。

●成果の評価

○関係団体、保護者への理解

- ・当町の地域展開について、HPの更新、保護者説明会を実施することで、地域展開の進捗状況や受け入れ団体の紹介を実施。

○新たな地域クラブの整備

- ・令和8年度の休日部活動の完全移行を目標に、地域スポーツクラブ体制整備事業を含む、9団体の体制整備（2年目の団体も含む）を実施。

○2年目の持続可能なクラブ運営

- ・クラブ2年目となるFACTベースボールクラブに対する支援
三方中学校の野球部の受け入れ団体であるが、近隣町である美浜町からの生徒の受け入れも行っている。

●今後に向けて

生徒数が減少していくなかで、地域クラブを維持していくことは難しく、中学校区や市町を超えた広域連携が必要になってくる。

今回、2年目のFACTベースボールクラブは、三方中学校と近隣の美浜町中学校の生徒の受け入れを行っていることから、広域連携の地域クラブとして一つのモデルである。

また、平日に地域クラブとして、活動を行っていることから、平日の地域展開を見据えたモデルクラブとして、他の団体同様に、平日の地域展開を推進していく。

地域展開に伴い、地域クラブで各種大会に参加する場合、生徒に不利益が生じないように、大会の参加規程等を注視し、対応する必要がある。

2.実証内容と成果②

参考資料



【中学校2校によるミーティング】



【グラウンドでの練習】



【学校体育館での室内練習】



【学校でのミーティング】

2.実証内容と成果

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス



●ステークホルダー

町教育委員会、中学校、地域クラブ、総括コーディネーター、競技団体、スポーツ少年団、クラブチーム

●経過

- 令和4年度 上中中学校ソフトボール部の部員数の減少が見込まれ、単独チームでの試合出場が困難になる可能性があったため、地域クラブとすることでクラブ員を増加するべく、若狭町のモデルクラブに指定。
- 令和5年度 若狭町部活動地域移行検討委員会を設立し、地域移行の工程表を作成。
翌年度のモデルクラブを指定。
- 令和6年度 FACTベースボールクラブの立ち上げにおけるクラブ代表者との意見交換会の実施、保護者説明会の実施。
夏季中体連地区大会終了後に、FACTベースボールクラブに移行。
- 令和7年度 休日の部活動について、受皿となる地域クラブへの展開が完了。（7団体の地域クラブの整備を実施）
令和8年度から休日の活動は、完全に地域クラブでの活動となる。

●実施にあたって生じた課題

- ・施設の優先予約と他団体との連絡調整。
- ・大会バス補助における市町間での調整。
- ・学校施設の利用に関する調整。

●実施内容、工夫した点 等

- ・広域連携により、近隣自治体の生徒が在籍することから、保護者の送迎が公平になるように練習場所を設定した。
- ・学校施設の利用に関して、申し合わせ書・内規・管理マニュアルを作成。
- ・教育委員会に施設予約の窓口を設け、地域クラブが優先的に施設を予約できる体制を構築。

3.今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
● モデル部活動の検討・指定 ▶ 三方中学校剣道部→休日部活動を地域指導者へ ▶ 上中中学校ソフトボール部→地域クラブ化 ▶ 三方中学校野球部の地域クラブ化 ▶ 上記以外の両中学校における部活動の地域クラブ化 ● 総括コーディネーターの配置 ▶ 各種団体との交渉、モデル部活動の活動状況広報 ● 地域クラブ運営団体への補助金 ▶ 地域クラブ化した団体を対象とした補助 ● 地域移行への取組み ▶ ①検討委員会」の設置 ▶ ②検討委員会による工程表作成、見直し ▶ ③地域クラブ運営団体・人材の調査・確保 ▶ ④地域・保護者への説明					休日の部活動を地域移行